

社会福祉法（抜粋）

発令　　：昭和26年3月29日法律第45号

最終改正：平成26年6月25日号外法律第83号

改正内容：平成26年6月25日号外法律第83号[平成26年6月25日]

○社会福祉法

〔昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号〕

〔総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生大臣署名〕

社会福祉事業法をここに公布する。

社会福祉法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 地方社会福祉審議会（第七条—第十三条）
- 第三章 福祉に関する事務所（第十四条—第十七条）
- 第四章 社会福祉主事（第十八条・第十九条）
- 第五章 指導監督及び訓練（第二十条・第二十一条）
- 第六章 社会福祉法人
 - 第一節 通則（第二十二条—第三十条）
 - 第二節 設立（第三十一条—第三十五条）
 - 第三節 管理（第三十六条—第四十五条）
 - 第四節 解散及び合併（第四十六条—第五十五条）
 - 第五節 助成及び監督（第五十六条—第五十九条）
- 第七章 社会福祉事業（第六十条—第七十四条）
- 第八章 福祉サービスの適切な利用
 - 第一節 情報の提供等（第七十五条—第七十九条）
 - 第二節 福祉サービスの利用の援助等（第八十条—第八十七条）
 - 第三節 社会福祉を目的とする事業を經營する者への支援（第八十八条）
- 第九章 社会福祉事業に従事する者の確保の促進
 - 第一節 基本指針等（第八十九条—第九十二条）
 - 第二節 福祉人材センター
 - 第一款 都道府県福祉人材センター（第九十三条—第九十八条）
 - 第二款 中央福祉人材センター（第九十九条—第一百一条）
 - 第三節 福利厚生センター（第一百零二条—第一百零六条）
- 第十章 地域福祉の推進
 - 第一節 地域福祉計画（第一百七条・第一百八条）
 - 第二節 社会福祉協議会（第一百九条—第一百十一条）
 - 第三節 共同募金（第一百十二条—第一百二十四条）
- 第十一章 雑則（第一百二十五条—第一百三十条）
- 第十二章 罰則（第一百三十一条—第一百三十四条）
- 附則

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。